国内からの志願者用

『特別事情の書き方と文例』

□　(例１～例９)を参考にして御事情を整理し、「応募資格審査に申請する特別事情」の欄に御記入ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・目　　次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１　保護者の転勤に伴う一家転住　（２ページ）
（例１）父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合
（例２）すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合
２　保護者の転勤以外の事情による転居（３ページ～４ページ）
（例３）府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合
（例４）府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合
（例５）現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合
３　保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居（５ページ～６ページ）
（例６）中学卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合
（例７）他府県に山村留学し、中学卒業を機に、府内在住の保護者の元に戻る場合
（例８）両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合
４　他府県在住者で、地形等で希望学科がない場合（７ページ）
（例９）他府県の中学校卒業見込みで、芸能文化科を志願する場合

（転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容）

・「誰」が府内に転居予定であるか
・府内の転居先とその住居形態（持ち家、賃貸、社宅等）について
・転居予定日（３月末までに転居が完了すること）
・転居する特別事情

＊特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者（父母)」、「保護者（父)」、「母（保護者)」、「父（親権なし)」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。
＊特別事情を説明する文章で、大阪市、堺市に転居等する場合は、区（大阪市〇〇区、堺市〇〇区）まで記述ください。
＊応募資格審査申請書には、卒業（予定）中学校による、他都道府県中学を卒業するが、他都道府県の公立高等学校を志願しない（大阪府の公立高校のみを志願する）旨の副申が必要となります。

１　保護者の転勤に伴う一家転住

（例１）父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合

（転居の特別事情）⇒（父が４月１日付府内に転勤となるため）
（誰が）⇒（本人及び保護者の両方が）
（転居先と住居形態）⇒（府内にある社宅に）　（転居予定日）⇒（３月 23 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父（保護者）の転勤①に伴い、家族全員②で府内へ転居し、□□市内の社宅（借り上げ住宅）③に入居することになった。転居は令和９年３月 23 日④の予定である。

【参考】「３月 23 日（転居予定日）までに家族全員が入居予定である」ことの証明書が必要となります。
＊お住まいが社宅でなく、持ち家の場合には、保護者が持ち主であること、賃貸住宅の場合には、契約者が保護者であることがわかる証明書の提出が必要となります。

（例２）すでに父が転勤により府内在住で、家族で父の元に転居する場合

（転居の特別事情）⇒（父が 10 月に転勤のため府内に転居。このたび、本人と母が転住）
【さらなる特別事情】⇒（本人の中学卒業を機に、府内に転住し、同居するため）
（誰が）⇒（本人及び母親が）
（転居先と住居形態）⇒（府内の父名義の持ち家で同居）（転居予定日）⇒（３月 24 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父親（保護者）は令和８年 10 月１日付けで転勤し、○○市内に在住することになった。本人が中学３年に在学中であるため、卒業まで母親とともに、名古屋市内に残ることとし、父親が単身赴任し、現在に至っている①。
本人が中学校を卒業する機会に母親と本人②が府内に転居し、父親と同居することになった。
なお、転居地は、○○市内の持ち家(父親名義)③であり、令和９年３月 24 日④に入居予定である。

【参考】お住まいになる住居の証明が必要となります。（父の現在の住居から変更する場合には、変更予定の住居の証明が必要となります。）

２　保護者の転勤以外の事情による転居

（例３）府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

（転居の特別事情）⇒（母方の祖父の介護で同居が必要となったため）
【さらなる特別事情】⇒（父は勤務のため、府内に転居できない）
（誰が）⇒（本人及び母親が）
（転居先と住居形態）⇒（祖父名義の持ち家に）　（転居予定日）⇒（3月 21 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母（保護者）が②本人の中学校卒業を機に、祖父（○○市在住）と同居③することとした。
父（保護者）は仕事の関係で神奈川県に残る予定①である。なお、転居先の住居は、祖父名義の持ち家③であり、令和９年３月 21 日転居予定④である。

【参考】保護者が所有又は契約等しない住居に転居する場合は、高等学校課学事グループ（TEL06-6944-6887）までお問い合わせください。又、保護者が府内に住居を新築又は、購入して転居する場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。

（例４）府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合

（転居の特別事情）⇒（府内に持ち家を購入したため）
（誰が）⇒（本人及び保護者の両方が）
（転居先と住居形態）⇒（府内の持ち家に）　（転居予定日）⇒（3月 24 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

△△市に住居（父（保護者）名義）を購入（新築）③したため、現在の賃貸住宅を退去し①、家族全員②で転居することとした。令和９年３月 24 日転居予定④である。

【参考】購入した自宅が保護者の持ち家であり、引渡しが 3 月 31 日までであることが確認できる（公営住宅等の場合には、入居と入居予定日が確認できる）書類の提出が必要です。

（例５）現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合

（転居の特別事情）⇒（現在の賃貸契約満了に伴い、新たに府内の賃貸物件と契約したため）
（誰が）⇒（本人及び保護者の両方が）
（転居先と住居形態）⇒（府内の賃貸住宅に）　　（転居予定日）⇒（3月 23 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人及び保護者（父、母）が住んでいる、滋賀県内の住宅の賃貸契約が令和９年３月末で満了になるのを機に、家族全員②で府内に転居する①こととした。転居先は大阪市〇〇区に新たに契約する賃貸住宅③で、令和９年３月 23 日転居予定④である。

【参考】賃貸住宅の契約者が保護者であり、転居予定日までに入居可能であることが確認できる証明書類（府営住宅の場合は当選通知書等、社宅等の場合は、会社が家族全員の入居を転居日までに認める証明書）の提出が必要です。

３　保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居

（例６）中学卒業を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合

（転居の特別事情）⇒（中学までは、三重県の祖父の元で生活し、中学に通っていた）
（誰が）⇒（本人が）
（転居先と住居形態）⇒（府内在住の保護者の元に）　　（転居予定日）⇒（3月 24 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人②は、三重県で父方の祖父と生活しているが、本人の中学卒業を機会に①、府内在住の保護者（父、母）の元③に戻ることとしたので、府内の公立高校に志願したい。令和９年３月 24 日転居予定④である。

【参考】保護者が府内在住であることを証明する書類（住民票の写し等）の提出が必要となります。

（例７）他府県に山村留学し、中学卒業を機に、府内在住の保護者の元に戻る場合

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。
① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

本人②は、本人のみ住民票を○○県に異動し、○○県の△△中学に、中学１年生より、山村留学①し、現在にいたる。本人の中学卒業を機に、府内在住の保護者の元③に戻ることとしたので、大阪府の公立高校に志願したい。令和９年３月 23 日転居予定④である。

【参考】保護者が府内在住であることを証明する書類（住民票の写し等）の提出が必要となります。

（例８）両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

（転居の特別事情）⇒（離婚により、親権を持った母が、府内に転居したため）
【さらなる特別事情】⇒（中学卒業までは（親権のない）父方の祖父母と同居）
（誰が）⇒（本人が）
（転居先と住居形態）⇒（母が新たに契約する府内の賃貸住宅）
（転居予定日）⇒（3月 24 日）

＊次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

① 特別な事情　② 府内に転住する者（すべて）　③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

保護者の離婚により、母が親権を持つこととし、母は府内の実家に転居した。本人②は中学校卒業まで、○○県の父（親権なし）方の祖父母の元にとどまることとし、中学卒業を機に、母（保護者）と暮らす①こととした。母は△△市内の賃貸住宅に転居し、本人と同居③する。令和９年３月 24 日転居予定④である。

【参考】保護者とは、本人に対して親権を行う者を言います。新居となる賃貸住宅については、契約者が母であり、3月 24 日までに入居可能であることの証明の提出が必要です。また、保護者である母親が、住居を移さずに本人と同居する場合でも、母が府内在住であることを示す証明書の提出が必要となります。

４　他府県在住者で、地形等の関係上、その府県の高等学校へ通学することが困難か、その府県に希望する学科がない場合

（例９）他府県の中学校卒業見込みで、芸能文化科を志願する場合

現在、本人は保護者（父母）とともに○○県で居住しているが、本人が芸能文化科への入学を希望するため、府立東住吉高等学校への入学を志願したい。通学に要する時間は１時間程度であり、入学後も、現在の住所より通学する。

【参考】自宅（現在の住所）より、通学が可能（例の場合は、１時間で通学可能であること）を示す書類の提出が必要となります。